

## 助成事業要項

### 1. 助成対象の主体と要件

- ・ 助成対象の対象は、NPO や市民活動団体等「非営利団体」とします。また、法人格の有無は問いません。また、当面申請者は、日本法人、日本国民、日本に永住権を有する人に限らせていただきます。
- ・ 当財団とともに、助成金の元となる寄付金募集に積極的に取り組むことができ、またそれに必要な情報(事業内容の分かる資料等)を当財団に提供できること。
- ・ 事業実施中から実施後、当財団及び寄付者や社会に対して、定期的に適切な情報開示と事業報告を行うことができること。また、所定の事業報告書を期日まで(事業完了後2カ月以内)に当財団に提出できること。
- ・ 原則無償で、当財団の指定する知見を提供し、かつ当該助成対象事業の支援を行うことができる「信頼責任者」を財団へご紹介いただきます。かかる知見と信頼責任者に関する情報は財団データベースに登録され、その全部または一部が公開されます。

### 2. 助成対象の事業

- ・ 助成対象事業の領域は、農林水産畜産業、環境、福祉、医療、教育、人権などで、「信頼」関係の向上と増大につながる事業です。
- ・ 助成対象事業は、日本国外で行われるものも含まれます。
- ・ 施設、備品整備等の事業も対象となります。(この場合事前に相談頂くことをおすすめします)
- ・ 特定の政党を支援する、政治的主張を目的とする事業、または宗教的な利益を目的とする事業は、財団の助成の趣旨に反するのでお断りします。

### 3. 申し込み資格（助成申請者、信頼責任者共通）

助成申請者及び信頼責任者の全部または一部が、当財団が不相当と判断する次の条項に該当する場合は、助成はお申し込みいただけません。

- ・ 銀行取引停止処分を受けている方または手形不渡りをされた方で、その解消後3年を経過していない方
- ・ 反社会的行為者または関係者
- ・ 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信頼を破壊する行為を行ったと信頼資本財団が判断する方
- ・ 税金等を滞納している方
- ・ 粉飾決算等、虚偽の申告を行って、その解消後3年を経過していない方
- ・ その他信頼資本財団が不相当と判断した方

### 4. 助成金使途等

- ・申請額(助成限度額)に定めはありません。
  - ・実施事業にかかる費用の100%で申請可能です。
  - ・助成金の使途に制限はありません。但し、助成金の使途は原則、全て公開していただきます。
  - ・助成される金額は、申請額を上限として実際に集まった寄付金額によります。
- ※実際に募集する寄付額は、申請額に当財団の運営費等を加えた額となります。寄付募集額は助成決定後、申請額をもとに決定します。

## 5. 助成期間について

助成期間は、原則1年間とします。ただし、継続申請は受け付けます。

(継続申請について)

1年以上継続して実施し、寄付を募集する場合は本プログラムの「継続申請」で寄付募集・助成の継続が可能です。(継続申請については、採択された場合にご案内します)

## 6. 助成までの流れ

助成決定後1年間(もしくは1年以内の指定日までの間)、当財団が認める公益性の高い事業として、各団体と当財団がともに、寄付を募集します。

寄付者は事業を指定した上で信頼資本財団に寄付金等を現金／銀行振込／クレジットカード決済／郵便振替等で入金、送付します。

原則、指定日後1週間以内に、それまでに集まっている寄付額と寄付者リストを当財団から各団体にお知らせいたします。

集まっている寄付金額のうち当財団の運営費等(下記参照)を除いた金額を銀行振込により助成金を交付します。

当財団が指定する方法(ブログ等)と各団体独自の方法で、寄付者や社会に対して事業の進捗状況報告(寄付金使途含む)を積極的に行っていただく必要があります。(事業実施期間中、随時)また、事業報告内容が当初申請された内容と著しく異なる場合は、助成金の交付を行わない場合がございます。

事業終了後2ヶ月以内に所定の事業報告書を当財団に提出していただきます。

## 7. 助成金交付方法と運営費の設定について

交付方法と手数料は、以下のとおりとします。

- ・年4回 指定日交付(目安として3カ月に1回)とします。

指定日までに集まっている寄付金から、運営費として寄付金10%相当額とクレジット決済手数料、郵便振替手数料、振込手数料を除いた金額を助成金として交付します。

## 8. 信頼責任制の内容

- ・当財団の助成事業において、「信頼責任者」とは、助成対象事業の目的の達成に協力する道

義的責任を負う方をいいます。

- ・ 助成対象者は、最低3名の方にこの信頼責任者になってもらう必要があります。
- ・ 信頼責任者が、死亡、または財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと財団が判断した場合、助成対象者は新たな信頼責任者を選任する必要があります。対象者が、財団の指定した期間内に新たな信頼責任者を補充できない場合は、即時に助成プログラムを停止させていただき、それまでに交付した助成金の返還を求める場合がございます。

## 9. 信頼責任者の要件

- ・ 助成対象者の事業が継続し、助成対象事業の目標が達成できるように支援して下さる方。
- ・ 下記の方は、信頼責任者となることはできません。
  - 未成年の方
  - その他、財団が不適切と判断した方
- ・ 信頼責任者の方の情報は、財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、財団データベースに登録・公開されます。また、財団がその情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- ・ 信頼資本財団の理念への共感を前提として、**年に1度、京都にて開催される「信頼デイ」(社会的事業家ギャザリングイベント)にご参加ください。**
  - ※財団では、信頼もまた資本となる社会の形成を目指し、財団関係者、融資・助成先とその信頼責任者、信頼衆が各々の知恵・知見・経験・想いをもち寄り集う上記イベントを開催しています。
  - ※万一所用で参加が適わない場合は、代理の方の出席をお願いします。
- ・ 上記の条件を満たせば国籍は問いませんが、当面、日本国民、または日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

## 10. 信頼責任者の権利と義務

- ・ 信頼責任者は、助成対象者の行う助成対象事業がその目的を達するように、別紙の「信頼責任者申込書」に記載された支援を行う責任があります。
- ・ 信頼責任者は、財団の行うデータベース構築事業に「信頼責任者申込書」に記載された情報が登録・公開されることを承認します。
- ・ 財団は、信頼責任者の方の情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。

## 11. 審査

助成審査は、助成審査委員会で行います。審査には、資格審査と事業審査があり、資格審査にはさらに適正審査と書類審査があります。

## 11-1 資格審査

### (1)適正審査

- ・ 助成対象者及び信頼責任者の方の本募集要項に記載された資格適合性を審査します。
- ・ 過去に助成対象者の信頼責任者経験をもつ方は資格審査の適性審査において考慮されません。

### (2)書類審査

- ・ 本募集要項に記載された書類が充足されているか否かを審査します。

## 11-2 事業審査

以下の視点を中心に、総合的に判断いたします。

- ・ 当該事業が「信頼」という価値の向上と増大に資するかどうか
- ・ 当該事業を行うことにより、本件助成の目標が達成できるかどうか。

## 12. 注意事項

### ①事業の変更・中止があった場合の取り扱い

事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。事業指定先(助成先)として認められた場合、助成金を交付します。

### ②事業の中止(団体の解散)があった場合

助成金は原則交付いたしません。また交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は当財団に全額返還していただきます。

### ③申請額(助成限度額)を超えて寄付金が集まった場合の取り扱い

原則、助成限度額に達した時点で寄付募集を締め切りますが、大口寄付などで助成限度額を超えた場合は、団体から変更申請を提出いただき、再審査させていただきます。事業指定先(助成先)として採択された場合は、団体に助成金として交付いたします。

### ④以下の場合には助成金を交付することができません。

- ・ 寄付者と団体との間で助成金(寄付金)が不正な利益の取得や供与に使用された場合。
- ・ 助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合。(特に施設や設備を整えるために寄付を募集する事業の場合、ご注意ください。事前にご相談いただくことをおすすめします)

### ⑤助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いと寄付者への説明について

団体と当財団両方で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団の公益目的事業に活用します。

⑥提出していただいた応募書類は返却いたしません。また、応募書類等に記載された情報は応募履歴として財団のデータベースに登録されますので、あらかじめご了承ください。

⑦残念ながら審査を通過されなかった場合、その理由など、一切のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

⑧審査のため、直接財団の指定したものがヒアリングに伺う場合があります。

⑨審査のため、お申し込み後から審査会までの間、事業の概要や、事業計画について、ご質問や資料提出をお願いする場合があります。

⑩信頼責任者の方に財団が指定したものが直接連絡して、お尋ねする場合があります。